

## 幕末日露交渉史の一考察

川田, 茂雄 / Kawata, Shigeo

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

11

(開始ページ / Start Page)

78

(終了ページ / End Page)

85

(発行年 / Year)

1958-11-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011855>

## 幕末日露交渉史の一考察

川田茂雄

## 一、カラフト島の由来

(イ) カラフト島々名の由来

我国の古文獻についてみるに東北（関東以北）の地をエミシ或はエビスと呼んでいる。<sup>(1)</sup>しかし今日いうところの樺太島についてはそれではなく徳川時代初期になつても未だ我が国人の未踏の地であつたのである。文化五年七月カラフト奥地探検の幕命を受けた間宮倫宗が、その調査報告の中でカラフトという呼称の来由を島民に尋ねたところ知る者なく、只蝦夷島ということのみが知られたとあり、カラフトは松前方言でカラ（唐、外国）フト（人）で、即ち外国人（亦は唐人）が住するところということであろう。<sup>(3)</sup>カラフトという呼称は松前の者が言つたもので、我国の支配の及ばない地、山丹人と松前人とが交易してより呼び習したものであろうというのが妥当のようである。

文化六年（一八〇九）六月に至り、幕府は正式にカラフト島を初めて北蝦夷と呼ぶことに決定したのであつた。<sup>(4)</sup>がその後も唐太

或は北蝦夷の両方の呼称が使用された模様である。<sup>(5)</sup>

(ロ) カラフトは中国の領土であつたか

我が国人がカラフト島に渡つた初めは、やはり松前藩人であつたろう。松前誌によると寛永十二年に家臣佐藤嘉茂左衛門、蠣崎藏人をしてカラフトを探検せしめている。彼の兩人はウツシヤム（自主附近）に渡つたのみであつて、是の以前については知ることができない。<sup>(6)</sup>その後同藩家臣をして再度探検を試みているようである。<sup>(7)</sup>しかし此の島が明らかにされるのは幕府の派遣者をまたねばならなかつた。

ではそれ以前にカラフト島を支配した国があつたであろうか、『辺要分界図考』によると、「一七二八年以前より満洲に属し」ていたことがオランダの書に記載されているとあり、また間宮倫宗がカラフト島を探検した際に島民より聞いたところによると、「往昔満洲に入貢」しておつたようで、早くより満洲と交易を行つていたのであるまいか。<sup>(9)</sup>そしてカラフト島奥地では満洲より

ハラタ(酋長)、カーシンタ(次長)等に任命せられた者がその土地々々の支配者となつていたようであつた。<sup>(10)</sup>しかし酋長(ハラタ)が満洲より任命されてなつたといふことの真偽の程は明らかではないにしても、倫宗の探検中に知り得た実情は右のようなものであつたとするならば、我国よりも以前に満洲の支配があつたのであるまいか。

(註)(1) 日本書紀 応神天皇三年十月の条「東蝦夷悉朝貢。

即役蝦夷二而云々。」同じく、舒明天皇九年三月の条「擊

蝦夷大敗以悉虜。」(2)(3) 北門叢書所収、北蝦夷図説

卷一(4) 同書。及び北夷談第四卷。(5) 唐太日記。鈴木

木重尙書(安政七年庚申年正月発兌)(6)(7) 松前誌

(8) 近藤正齋全集卷一所収、辺要分界図考卷之三(9)

(10) 北門叢書所収、北蝦夷図説卷一

## 一、露国のシベリア及東方進出の由来

一五三三年に即位したイワン四世(Ivan)はタタール(Tatar-i)との清算を推進した。一五五二年モスクワ軍はカザン(Kazan)を攻略し、一五五四年から一五五七年にはアストラハン(Astrakhan)を占領し、東方へ発展の足場をつくつた。<sup>(1)</sup>一五八二年富裕なストロガノフ(Stroganov)一家の資金によつて援助されたエルマーク(Ernak Tsimofei)はロシア部隊を率いてタタール人を征服してシビル(Cibir)に入城した。<sup>(2)</sup>斯くして東方への進出は行われるに至つた。しかし北太平洋探検が行われるのは一七二五年ピートル(Petri)大帝の晩年の事業である。即ち大帝が崩御に先立つ三週間前、一七二五年一月ペーリング

に次のような命令書を送つた。

一、カムチャツカ或はその方面の何処かにおいて一隻乃至二隻の甲板を備えた船を建造すべし。

二、右の船を操り、北方に延びたる陸地に沿つて進航すべし、この陸地は(何人もその端を知らずと雖も)思うに、やがてアメリカの一部となるべし。

三、よつて右陸地は何処にてアメリカに境しおるやを索ね、且つヨーロッパが領有している都市まで航行すべし、即ちヨーロッパに出会はず、その辺の海岸は何と称せらるゝやを聴取し、これを書きとめ、また自らも上陸して実地調査書を作成し、これを地図に収めて、帰還の途に就くべし、

と、アジア、アメリカ両大陸の接続問題、アニアン海峡の存否の探検にあつた。<sup>(3)</sup>斯くてペーリングはこの命令書を受取るや早速探検の事業に着手し、言語に絶する苦難と闘いながら調査を続け、五年の歳月を費して、アジア大陸はアメリカ大陸に接続してないことを認めて帰還したのであつた。<sup>(4)</sup>

しかし露国政府内では大帝の命令によつて委任された任務を完遂しなかつたと観察する者が多かつたので、一七三〇年ペーリングは再度の探検の計画を提出、一七三三年に化学物理学者、史学地理学者、天文学者、測地学者等々五七〇人が参加して大規模な探検が行われたのであつたが結果的には所期の目的は達成はされ得なかつた。<sup>(5)</sup>この探検によつて露国政府の商業貿易政策上に強い影響を及ぼし、露国々民の商業精神に方向を与えるに至つた点において実に重大なる意義を有する。

このようにシベリアを経由して太平洋に進出した露国は、一八〇二年に至り大西洋廻りの南太平洋航行を計画した。

一八〇二年八月クルーゼンステルン (Adam Johann von Krusenstern) は指揮官に任命され、その訓令に、

(前略) サンドウィッチ (Sandwich) 諸島の附近においてナデジダ号 (Nadeshda) はネヴ (Neva) 号とわかれ、それより長崎に向つて航路をとり (略)

と太平洋の探検に加えて、日本へ廻航すべきことが明示されていた。<sup>(7)</sup> 斯くてナデジダ号は一八〇三年八月日本に向け出航、同年十月八日夕刻使節レザノフ (Nikolai Petrovitch Rezanov) を乗せて長崎港に至つたのである。使節の持ち来つた書翰は交易通信を開きたいというものであったが、我国としては、交易通信を必要としないこと、またそれは国禁であるとして再び来ることを固く断つたのであった。<sup>(8)</sup>

かくてナデジダ号は一路北進を続け、一旦カムチャツカに寄港、翌年千島列島の調査に乗出し、第十四、五島即ち羅処和諸島、計吐夷島を発見したのであった。<sup>(9)</sup> 続いてサハリン (樺太) 北沿岸及び北西岸を調査したが、潮流及強風の為南下し得ず、「サハリンは一つの水道によつて分れている」と推論して帰途についたのであった。我が問宮倫宗の權太探検の前年である。

(註) (1) (2) A. V. Efimov Iz istorii russkikh ekspeditsij na Tikhom okeane Moskva 1948, str. 49.

(3) カムチャツカ発見とペーリング探検 エリ・エス・

ベルグ著 九四頁、五一頁 (4) 同書 一〇一頁 (5)

同書 一四一頁 (6) 同書 三〇二頁 (7) 異国叢書、クルウゼンシュテルン日本紀行下巻 四三九頁 羽仁五郎訳 (8) 通航一覽 卷七 一九三頁 國書刊行會本 (9) 異国叢書、クルウゼンシュテルン日本紀行上巻 四一八頁 羽仁五郎訳 (10) 同書 下巻 九一頁

### 三、幕府の北方対策の経緯

前述したように露国が次第にシベリア東方に進出してより、我國北方方面にも南下し迫りつつある時、松前藩においてはこの事情についてはひたかくしにし、幕府に知られぬよう力めていた<sup>(1)</sup>。幕府が北辺の急なるを知らされたのは明和八年彼のフォン・ベニエウスキー (Moritz August Aladar Graf von Benjovszky) が、長崎商館に書を送り、阿波国海岸に寄泊した時の厚遇の謝礼と、北方における急を報じた。

(前略) 必定考候は、来歳に至りては、松前の地其外近所之島々江手を入候事に相聞へ候、此等之地は、赤道以北四十一度三十八分に測量を得候也、<sup>自注、下け丸、赤道以北四十一度三十分は測量を得候と申儀は、數をはかり、松前辺を差候て申儀に可有、</sup>隨てカムシカツテカ之近所、クルリイスと申島、<sup>自注、クルリイスと申候島は、阿蘭陀人之繪図而相調不申候得者、何方と申儀相知不申候、</sup>江砦を築き武具等を込寄候、件之次第ホーゴエーテレンスに對し、<sup>自注、下け丸、ホーゴエーテレンスと申候は、紅毛國頭分人之事に御座候、</sup>聊も不隠置告知せ度候得共、如斯書を通し候事、元來敵敢リユス國之族等禁申候、今爰に信を尽し候儀を以、朋友にも被比候儀希候、且エヲロッパ之人物に候故之事に候、私に云、貴邦よ

り船を被出置、其害を防ぎ給れかしと謹て告報候。

千七百七十一年ユーリイ廿日

ウシマにおいて

パロンモリツアアタルハンペンゴロフ<sup>(2)</sup>

大略以上のような訳文が幕府にもたらされた。その意図については明らかではないが、初めて北方についての警告を知らされたのであった。

安政七年六月には露国船は蝦夷地ノツカマブに渡来し、書簡及び贈物を出し、通商を請うるに至った。松前藩吏新田大八、工藤八百右衛門等は明年返答すべく約して立去らしめたが、翌八年八月アツケシにて露人に会し、国禁の交易は出来ないと返答して帰帆せしめたのであった。<sup>(3)</sup>

此のように露人は頻りに北辺に現われていたにも拘らず、松前藩はこれら露人の南下に対しての防備に無為で、北方の事情については幕府に知られぬようにしていたようであった。<sup>(4)</sup>

しかし田沼閣老時代に至り『赤蝦夷風説考』世に出るに及んで幕府は幕吏を派遣することに決し、天明五年山口鉄五郎高品、菴原弥六宜方、佐藤玄六郎行信、青島俊蔵政教等をして国後、カラフト、エトロフ等の諸島に至るまで調査せしめたのであった。<sup>(5)</sup>この調査によって北方の地理について詳しくされ、亦露人の頻りに南蝦夷地近き島々まで進出していることが明らかにされたのであった。然るに田沼意次の失脚によって蝦夷地経営調査は一旦中止となったのであるが、田沼に替って松平定信が老中の首脳になり、その翌々年寛政元年に国後島及びキイタツブ場所において、島民

幕末日露交渉史の一考察

の暴動が起り、この報江戸に達するや、松平定信もまた蝦夷地経営防備の緊要を痛感させられたに相違ない。斯くして寛政三、四年の二年にわたって再び東蝦夷地より千島カラフト島を調査せしめた。その結果露人が頻りに進出して来ているのに、松前藩は北辺の防備について全く為す術を知らないと云った実情が判明した。同年九月には露国使節アダム・ラクスマン (Adam von Laxmann) が根室港に渡来をみるに至ったのである。<sup>(7)</sup>

寛政六年には得撫島に露国人六十人程上陸して永住を計画し、松前藩の目前に露国の根拠地は進出して来たのであった。従って北方経営をひとり松前藩に任せておく事は「終には国家の後弊を生ずまじきにもあらず」として、幕閣戸田采女正、松本伊豆守等は協議し、蝦夷地経営の事に決したのである。即ち東蝦夷地浦河より北の方知床を限り、其の余の属島までを寛政十一年より七ヶ年の間幕府直轄地としたのであった。<sup>(10)</sup>その目的は露国が次々に千島を南進して来たのに対して、国防上から行われたもので、特に重要な地は捉振島国後島であった。<sup>(11)</sup>捉振島は十里を隔て得撫島があり、この島には既に露国人が永住して居ったのであるが、幕府の露国人に対しての措置は慎重であった。即ち、

「異国人共彼島に來たり居るのは松前藩の政事届かざるによるのであり、強いて退くべしと命じて、引受けないと云って手荒にすべきではない。官吏共を遣して応対させ、交易は国禁であることを諭し、交易の道を断ち、暫く模様をみるべし」と云う態度であった。<sup>(12)</sup>

一方幕府は北方の重大性に鑑み享和二年二月廿三日東蝦夷地を

永久上地とすることを決定<sup>(13)</sup>、文化四年三月廿二日には蝦夷地一円上地とすることを達し<sup>(14)</sup>、蝦夷地経営防備に大いに意を用いたのであったが、文化年度に入り露国船は久春古丹の番所、或は択捉島ナイボの番所を襲いて是れを焼払い、番人を連れ去る等の乱暴を行ふと云ふ事件が頻々<sup>(15)</sup>と起り、南部津軽藩の援軍を求め等してその防備を強めた。

幕府も北方の経営防備に莫大な経費を費してその任に當つたのであるが、その効果は充分ではなかつたようで、一方蝦夷地警固に當つた南部、津軽両藩は出兵による出費多く藩財政も困窮すると云つた有様であつた。<sup>(16)</sup>

文政四年十二月七日に至り幕府は突如松前志摩守章広に、松前蝦夷地一円を旧領に還付したのであつた。<sup>(17)</sup>

- (註)(1) 河野常吉「安永以前松前藩と露人との關係」史学雑誌二七編六号。北海道志卷之三二(2) 通航一覽卷八二二二頁。国書刊行会本。近藤正齋全集所収、辺要分界図考卷之四(3) 通航一覽卷七 八六頁。(4) 続々群書類従四卷所収 休明光記一卷 国書刊行会本、(5) 通航一覽卷八、三二四頁(6) 同書 卷八、三一九頁。北海道志卷之十六「政治」(7) 通航一覽卷七 九一頁—九八頁(8) 同書 卷七 九九頁。近藤正齋全集、辺要分界図考卷四(9)(10)(11) 続々群書類従卷四、休明光記卷一(12)(13) 同卷三(14) 同卷七。(15) 通航一覽卷七、二一七頁、三四三頁、三五三頁、三七〇頁(16) 同書卷七 三七〇頁(17) 同書卷八、三二三頁

#### 四、日露国境談判の経緯

使節レザノフ我国に渡来してより約半世紀の間露国は西欧列強との事変に忙殺されて、東方進出の余力を持ち合せなかつたようであつたが、しかしアジア北方への政策は忘れられていたのではなかつた。即ち一八四九年(嘉永二年)露国海軍中佐ネヴェリスコイは間宮海峡の存在を確認し<sup>(1)</sup>、一八五三年には久春古丹に上陸し此処に根拠地を建設すると云う状態<sup>(2)</sup>で再び蝦夷地に風雲急を告げる時、嘉永六年六月二日(一八五三年)には、米国使節ペリ(M. C. Perry)浦賀に渡来して修交を求め開港を迫つたのであつた。<sup>(3)</sup>幕府は事態の容易ならざるに驚き、鎖国開港何れにするかの意見一致をみざるうち、その一ヶ月後には露国使節プチャーチン(Euphinius Poutiatine)は軍艦バルラダ(Pallada)号他三艘と共に七月十七日長崎港に入港したのであつた。十九日に露国使節は長崎奉行大沢豊後守に書を送り、此度渡来したことの趣旨、及び何処にて露国外務大臣ネッセルローデ(Nesselrode)よりの書翰を渡すべきか、書翰の主旨は「専大切と考候は和平之事に御座候、敢而通商之利益を貪候」ことではないこと、露国皇帝の志願とする所は、

一、両帝国の境界を定むること、

二、日本国の内何れの湊なりとも、魯西亜臣民の往来を許し、交易せしめんこと、

と要求し速かな、回答を求めたものであつた。<sup>(4)</sup>これに対する幕閣並に諸藩の意見は賛否両論に別れ決すべくもあらず、一方使節は

再度にわたり回答を求め、九月一日に至るや長崎奉行に書を送り、  
 「(前略) 若無余儀事ありて、事の成らざる時ハ、一旦乗り来る所の海舶を發し、退て後謁見の旅具を整へ、境界談議の然るべきを俟つて至るべし云々」<sup>(5)</sup>「事の通ぜざる時ハ、即時に江戸に至りて談議すべし云々」<sup>(5)</sup>

と回答を迫つたのであつた。しかし九月三日には糧食を齊さんために上海に向うと云う有様で、使節の行動には落着がなかつた。当時露国は英仏と戦争状態にあり、西欧の事情を知るためと、英艦隊の動向を伺う事の必要に迫られていた模様である。

幕府は十月八日に至り大目付筒井肥前守、川路左衛門尉、目付荒尾土佐守、儒者古賀謹一等を派遣して露使応接の任に当らしめることに決し、また露国使節への回答書は十月十五日にその草案が成つた模様である。即ち、「(前略) 辺地界目の儀は、此方には、随分相分り兼候儀にも無之候へども、貴国にて是非不明に被申候ハ、此方にも、辺土の大名に屹と申付、吟味を加へ、其上にて」<sup>(6)</sup>「取決めにしたい。しかし直には確定し難きことを述べたものであつた。」

一方露国使節は十月八日再び書を老中に送り「国境の議を評議するに當り、千島諸島は露国に属す」とし唯、「エトロフ島のものは日本漁民も雜り住んでるので、兩國の何れに属するかについては會議を開いて定めたい」とし、またカラフト島については、カラフト島の南部アニワ港に来る日本人は寡少であるから、カラフト島も亦露国支配の地であるとして、国境問題は一方的な見解を表明して来たのであつた。<sup>(7)</sup>

応接掛が長崎に到着したのは十二月十日、斯くて十四日には使

### 幕末日露交渉史の一考察

節と始めて会見し、我が応接掛筒井、川路の両特使は、千島に關してはエトロフ島は住民、言語よりして我國の領土であることを主張した。是れに對し露国使節はエトロフ島は百年前より露国人が住んでいたところであると、またカラフト島についても境界が明らかでないので定めたいと云うものであつた。<sup>(8)</sup>

我が特使は之に對し、露国は大国で新地を得るに念なき由であるのに軍卒を派遣している。これは速かに引払わせるようにと談じ、条理整然と論じ続けたのであつた。露国は外国がカラフト島を窺察するため派遣したもので国境が決定せば早々に退去すると弁じて二十日の會談は終つた。<sup>(9)</sup>

二十二日再度の會談を致し、カラフト島問題について、川路左衛門尉はカラフト境界五十度線を主張したのであつた、是れカラフト境界五十度説の嚆矢である。<sup>(10)</sup>この日の交渉に於いて露国使節はアニワ港に居る日本人は僅かに二十人であるとし、我方も亦調査せずには是れについて明らかにし得ずとし、來春二・三月頃現地調査を双方より立会人を派遣して行くことを露国使節は申立て、我が特使は是れを断つたのであつた。而しカラフト島に居住する松前藩吏は夏期のみで冬期は留まる者少く、その支配も現実には行届き兼ねている状態であつた。廿四日には再び會議を開き、我方としてはカラフト全島は判らぬが、アニワ港は我國の所屬であることを強く主張したのであつた。<sup>(11)</sup>

交渉は十二月末日まで続けられたのであつた。明けて安政元年正月二日露国使節は日露和親條約の草案を示し、その中で、国境は北はエトロフ島及びカラフト島の南端にあるアニワ港に限ると定

めると云うものであった。我が応接掛筒井、川路はカラフト島五十度線境界は外国の書にもあるとして反駁したのであったが、幕府はカラフト島調査についても国事多端の折で実行し得ず、是に對し使節はカラフト島について西欧で最も詳しく知るのは露国であるとして一步も譲らなかつたのであった。この談判において条約を結ぶに至らず、露国使節は長崎を出帆したのであったが同年十月十八日再び下田港に渡來、十二月に至つて延ばしに延ばして來た日露和親条約は調印成立したのであった。<sup>(13)</sup>

この条約の国境についての第二条は次の如く取決められた。

「第二条 今より後、日本国と魯西亞国との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるべし、エトロフ全島は日本に屬し、ウルップ全島それより北の方クルル諸島は魯西亞に屬す、カラフト島に至りては、日本國魯西亞國の間において、界を分たす、是迄之通たるべし」

と云うもので、カラフト島の境界は決定せず雜居という形で終つたので、後に屢々紛争の禍根を残すに至つたのであった。

(註(1) 洞富雄・高野明「久春古丹のムラヴィヨフ哨所」日本歴史 九二号(昭三一・二) (2) 大日本古文書、幕

末外国關係文書 一卷 二三八頁(3) 同書 一卷 五

四五頁(4) 同書 一卷 五八五頁、二卷 一四〇頁

(5) 同書 二卷 三七九頁その他渡來してより直接江戸に向うことを長崎奉行に迫つてゐる。(6) 同書 三卷

五二頁(7) 同書 三卷 七六頁(8) 同書 三卷

三八九頁(9) 同書 三卷 三九二頁(10) 同書 三卷

四〇〇頁(11) 同書 三卷 四三六頁、四六一頁(12)

同書 三卷 四六一頁—四六二頁 四卷 六三頁(13)  
徳川実紀、温恭院殿御実記 安政元年正月廿日条。大日本  
古文書、幕末外国關係文書 安政元年十二月廿一日条。

## 五、カラフト島支配の経緯

我が松前藩がカラフト島を巡見せしめた初めは寛永年間の頃であつたようであるが、天明元年の序を有する松前誌によれば、

志摩守公欣家臣ヲシテソウヤヨリカラフトノ「ウツシヤム」に至ラシメ年を逾テ「タライカ」ニ至リシカ其極北ニ往コトヲ得  
ス空シク帰帆セシ

ことが記されてあるが、また島の内状について元祿十三年に地圖を作製したことについて、「カラフト島の地理ニ於テハ甚タ省略セルナリ」とあり、測量技術も幼稚であつたろうが、カラフト島についての智識も亦不確なものであつたことが察せられる。従つて松前藩の勢力も行届かなかつたものようであつた。

カラフト島が我が幕府の注目の地となり、露国の勢力亦入乱れて、その支配をなさんと争う経緯について幕末に至る迄の間を二つに分けて若干述べてみよう。

一、天明以前の状況(一七八九年まで)

前述したように寛永年間にカラフト島巡見が松前藩吏によつて行われたとは云え、島内の状況は余り知られず、幕吏の調査によつて明らかになつたのであつた。必要分界図考によつてみるに、「一七二八年以前より滿洲に屬したる由和蘭の書に載たり」と記し、また北蝦夷圖説にも「此辺(リシントコノ辺)の居夷も亦往昔滿洲に入貢せし云々」と記しており、同書はまた島夷を支配するに

ハラタ(酋長)、カーシンタ(次長)の官命を満洲より与えられて入貢していたと述べているのである。而して満洲山丹人との交通が以前から行われていたことが明らかにされているのである。然るに十八世紀後半に入つては山丹人との交易は次第に少くなり、満洲の支配も亦忘れられた状態になつてしまつた模様である。

#### ロ、天明以後嘉永年間までの状況

我が幕吏のカラフト島に対しての調査等が盛んに行われるようになったのは天明五年(一七八五年)を俟つてからのことである。即ちこの時代になつて始めて島民が山丹人と交通し来たこと、或はハラタ、カーシンタの官命を与えて満洲の支配があつたこと等が明らかにされたのであつた。しかしカラフト島に幕吏が在住し、是れが撫育に当り、島民の窮乏を改善せんとしたのは寛政十年前後より後の事業である。この事業の続けられた地域はカラフト島の南部に限られたものであつて、寛政十一年より十四年の間は一応我支配力が及んだのであつたが、文化四年九月にクシエンコタンが露国人に攻撃された時は、我が番所詰人は不在であつたことから、我が国の幕吏の在住は夏期のみであつたようで冬期は僅かに残存している処もあつたと云う状態であつた。

文化年度に至つては我が支配力も一時引上げた状態であつたことは、彼の長崎談判において露国使節プチャーチンが、我が応接掛筒井肥前守、川路左衛門尉に対し、アニワ港に日本人僅かに二十人程度在住するのみと公言せしめる結果となつたのである。

従つて川路左衛門尉等は長崎における日露交渉の後、幕府に対しカラフト経営を強く要請しているのであつて、我が支配力がカラフト島に及んだ期間も永続的ではなかつたようで、また地域的

#### 幕末日露交渉史の一考察

にも島の南部に限られていた模様であつた。

一方露国のそれは、我方より遅れて北方より入り来たとは云え、彼等は厳寒にも耐え、住居を構えて嘉永、安政年間に至ると日露の比重は既に逆になつたことをみるのである。

従つて下田における条約は我が特使の巧な反論にも拘らず、カラフト島国境線を定めることが出来ず、日露両国人の雜居として従来とおりと云うことに決定されたのであつた。

当時我国人のカラフト島内への勢力が弱い状況にあつたが故に、露国にとつては有利な取決めとなつたことは、安政以降の兩國の紛争の度毎に知らされるのであつた。

カラフト島支配の経緯をみるに、最初には中国があり、続いて我が国が渡島し、後に露国が入り来たのであつた。所謂領有の背景となる経緯は以上のようにであつた。

#### むすび

カラフト島領有は明治八年になつて千島、カラフト日露交換条約によつて決するものではあるが、所謂「最初に発見した国に帰属する」とすれば中国にその領有権が存するのではあるまいか。また「主権の支配圏内にある」とする領有説を以つても我が国領有の理論は薄弱ではあるまいか。何れにしてもカラフト領有問題はその経緯並に關係國間の条約等複雑さを内包しており、幕末以降明治初期に至るまでの日露交渉は現に支配している国に有利に展開しているようにみられる。しかしカラフト島支配の経緯は、中国、我が国そして露国の順に替つて来たことをみる。なお今後この問題を明らかにすべく研究してゆかねばならない。